

# (仮称) 第 1 期鶴ヶ島市こども計画

## 【令和 7 年度～令和 11 年度】

素案

令和 6 年 1 月時点

鶴ヶ島市



## はじめに【市長挨拶】

●●●●●

令和7年3月

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって .....</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 市町村こども計画と子ども・子育て支援事業計画 .....	2
3 計画の位置づけ .....	2
4 計画の期間 .....	4
5 計画の対象 .....	4
6 計画の策定体制 .....	5
<b>第2章 こども・子育てを取り巻く状況 .....</b>	<b>6</b>
1 人口と世帯の状況 .....	6
2 婚姻・出産等の状況 .....	8
3 就業の状況 .....	10
4 こどもの貧困の状況 .....	12
5 ニーズ調査等の概要と結果 .....	15
<b>第3章 計画の基本的な考え方 .....</b>	<b>19</b>
1 基本理念 .....	19
2 基本方針 .....	20
3 基本目標 .....	21
4 計画の体系 .....	22
<b>第4章 施策の展開 .....</b>	<b>23</b>
基本目標 1 安心してこどもを生み育てることができる支援の推進【こどもの誕生前から幼児期まで】 .....	24
基本目標 2 こどもがのびのびと成長できる支援の推進【学童期・思春期】 .....	28
基本目標 3 若者がたくましく自立できる支援の推進【青年期】 .....	29
基本目標 4 こどものすべての成長過程（ライフステージ）にわたる支援の推進 .....	30
基本目標 5 子育て家庭に対する支援の推進 .....	33

<b>第5章 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと提供体制の確保方策 .....</b>	<b>35</b>
1 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期 .....	35
2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保 .....	39
3 地域子ども・子育て支援事業の充実 .....	41
<b>第6章 計画の推進.....</b>	<b>55</b>
1 計画の推進体制.....	55
2 計画の進捗管理.....	55



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

我が国の令和5年の出生数は約73万人となり、急速に少子化は進み、本市においても、令和5年の出生数は386人と、過去5年間で最も出生数が多かった令和元年と比較すると67人減少しており、全国と同様に少子化が進行している状況です。一方、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、子どもや子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けています。

本市では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めて参りました。また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指して平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」による子ども・子育て支援に関する新制度に基づき、子育て支援に関連する施策を展開し、各事業の推進に努めてきました。しかしながら、本市の18歳未満の子どもの数は令和2年度以降減少しています。

国においては、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「子ども家庭庁」が発足しました。子ども家庭庁は、子ども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。同時に、「子ども基本法」が施行され、子ども施策を総合的に推進するため、令和5年12月には「子ども大綱」が閣議決定されたことにより、少子化対策や「子どもまんなか社会」の実現に向けた取組は、重要事項のひとつとなっています。

令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育所（園）（以下、「保育所」という）などに預けられる「子ども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要事項となっています。

このような状況の中、本市では、「第2期鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、これまでの施策・事業の評価や課題等を踏まえ、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、少子化対策や貧困対策、子ども・若者育成支援なども含めた子ども施策を総合的かつ一体的に推進するため、「子ども基本法」に基づいた「鶴ヶ島市子ども計画」を策定しました。

## 2 市町村こども計画と子ども・子育て支援事業計画

---

「こども基本法」では、すべてのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する施策を総合的に進めることを目的としています。

令和5年12月には、国はこども施策を総合的に推進するための「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化させた「こども大綱」が閣議決定し、こども基本法第10条において、国の「こども大綱」を勘案し、「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられています。

「市町村こども計画」は、「子ども・子育て支援法」に基づき策定している「子ども・子育て支援事業計画」と一体の計画として策定することができるとしています。

本市では、「第3期鶴ヶ島市子ども・子育て支援事業計画」を包含する計画として、「（仮称）第1期鶴ヶ島市こども計画」を策定しました。

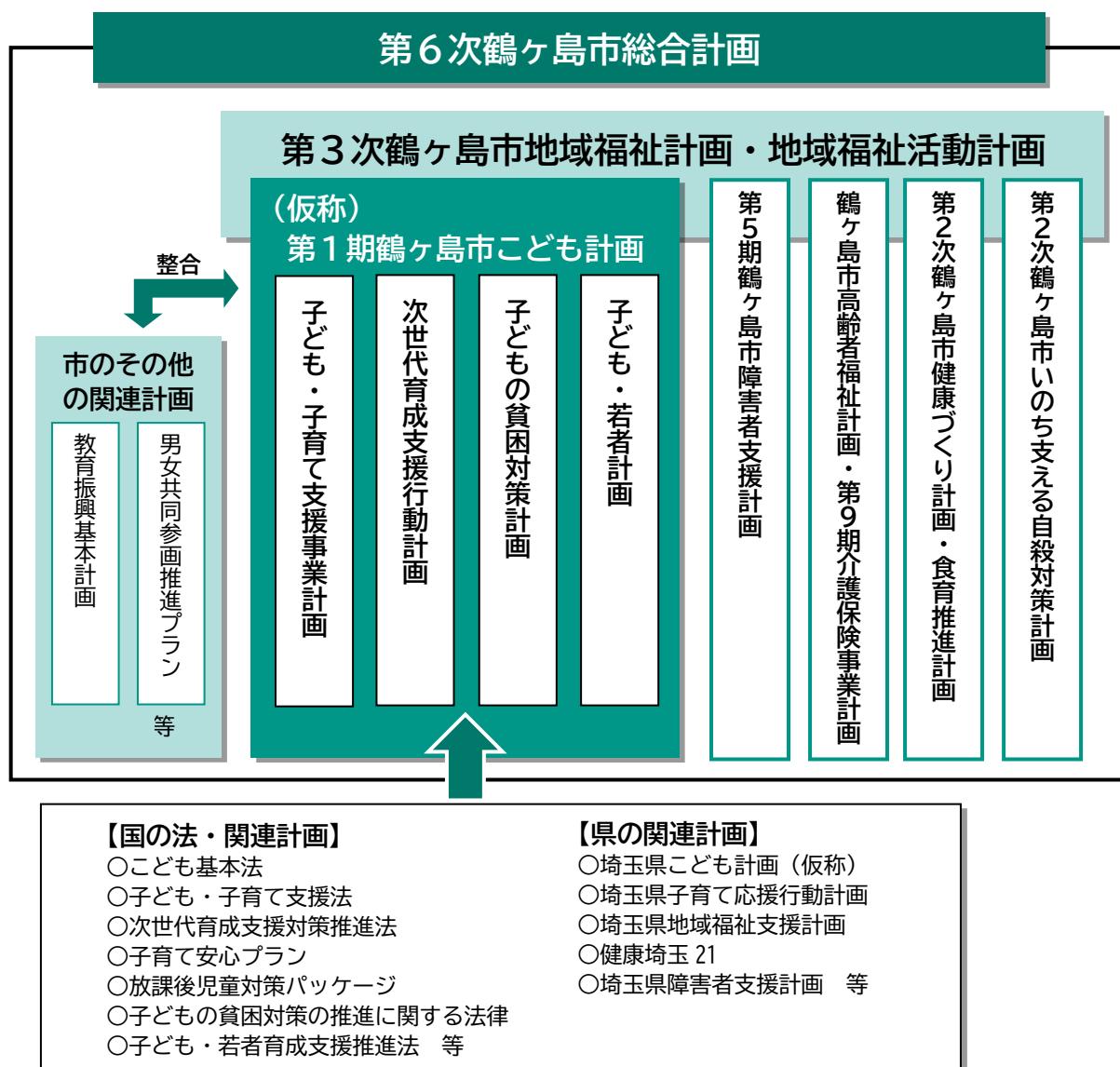
## 3 計画の位置づけ

---

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体の計画として、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定したものです。

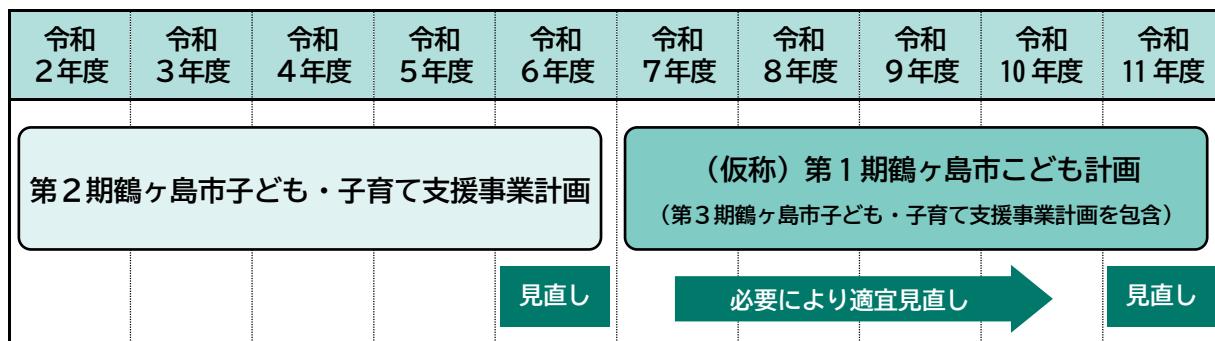
なお、こどもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。そのため、本市の最上位計画である第6次鶴ヶ島市総合計画や保健福祉分野の上位計画である第3次鶴ヶ島市地域福祉計画をはじめ、第2次鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画、第5期鶴ヶ島市障害者支援計画、第4期鶴ヶ島市教育振興基本計画など他の計画との整合を図ります。

## ■計画の位置づけ



## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。



## 5 計画の対象

本計画の対象は、「子ども及び40歳未満までの若者とその家庭」を中心に、地域住民、事業主、関係機関等を対象としています。



・子ども	乳幼児、学童期および思春期の者です。
・若者	思春期、青年期の者です。 (※施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。)
・乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者です。
・学童期	小学生の者です。
・思春期	中学生からおおむね18歳までの者です。 ※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。
・青年期	おおむね18歳から30歳未満の者です。
・ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で、困難を有する、40歳未満の者です。

※内閣府「子供・若者育成支援推進大綱」に記載の用語によります。

## **6 計画の策定体制**

---

本計画は、子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する鶴ヶ島市児童福祉審議会を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査等を基に、子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ策定しました。

### **(1) ニーズ調査等の実施**

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を令和6年1月に実施しました。

また、子ども施策を策定し実施するうえで、対象となる子どもや子育て家庭の意見を反映することを目的に、ヒアリング調査を令和6年6月から11月にかけて実施しました。

### **(2) 鶴ヶ島市児童福祉審議会による審議**

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成され、本計画の内容等を審議しました。

### **(3) 庁内策定委員会及び関係部局による検討**

本計画の策定にあたって、庁内組織である「（仮称）鶴ヶ島市こども計画策定委員会」を設置し、具体的な取組内容や手法などについて検討を行いました。

### **(4) 市民コメント制度の実施**

本計画の策定過程における公正の確保と透明性の向上、市民との協働のまちづくりを目的として、計画案の趣旨、内容をホームページ等で公表し、市民からの意見を募集し、提出された意見を考慮して策定しました。

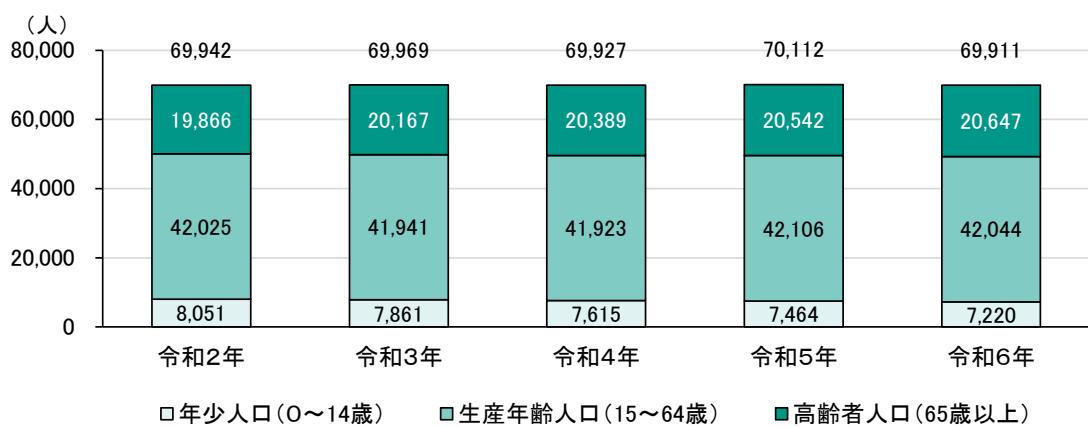
## 第2章 こども・子育てを取り巻く状況

### 1 人口と世帯の状況

#### (1) 総人口及び年齢3区分人口

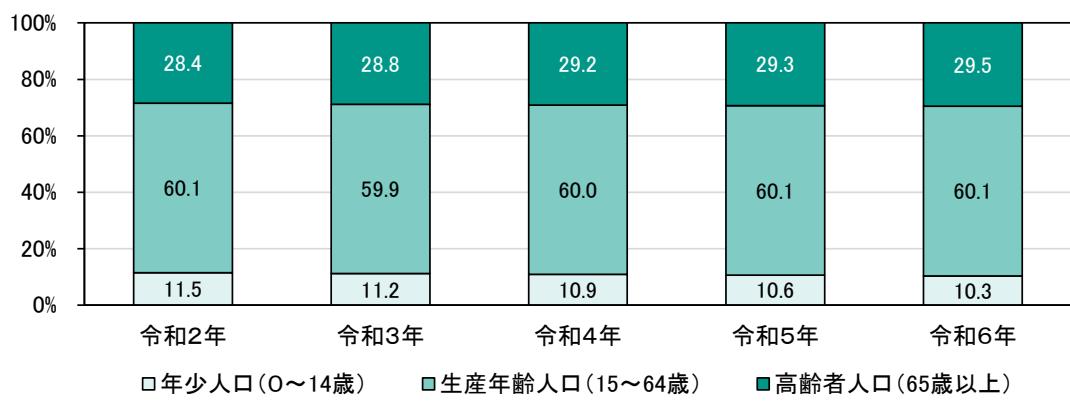
本市の人口は、令和6年4月1日現在、69,911人となっています。令和2年からの5年間の推移をみると概ね横ばいで推移しています。年齢3区分でみると、15歳未満の年少人口は減少し、65歳以上の高齢者人口は増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

#### ■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

#### ■年齢3区分人口構成比の推移



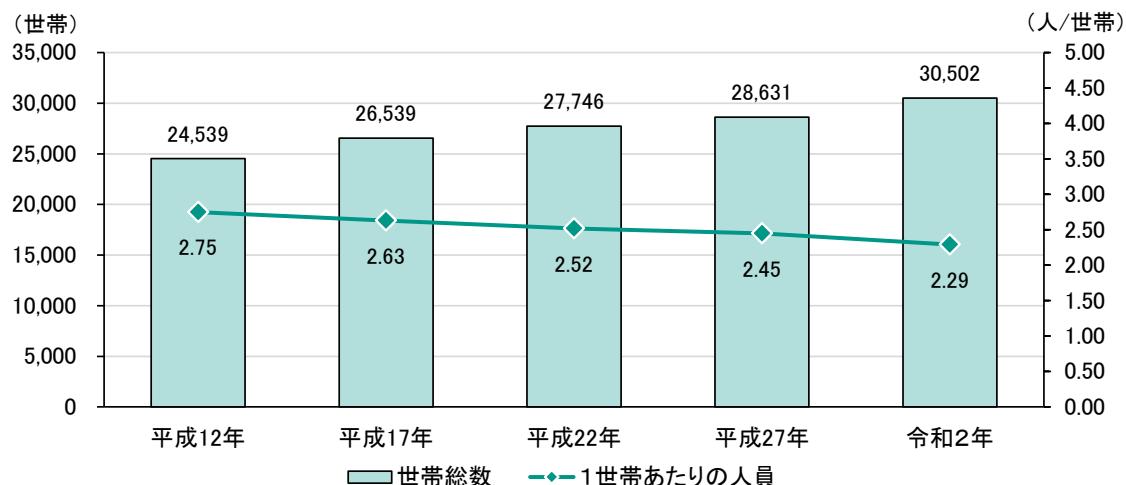
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

※端数処理上、合計が100%にならない箇所があります。

## (2) 世帯数

本市の世帯数は、令和2年には30,502世帯となっており、年々増加していますが、一方、1世帯あたり人員数は年々減少しています。

### ■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



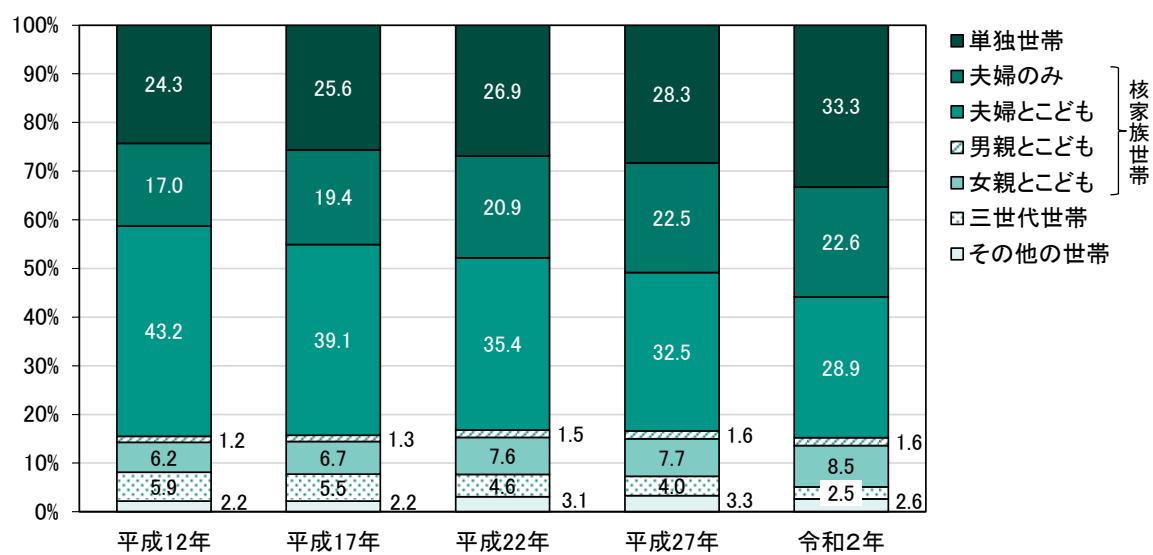
資料:国勢調査(各年 10月1日現在)

## (3) 世帯類型

本市の世帯類型をみると、単独世帯、夫婦のみの世帯が年々増加しており、平成27年以降はこの2つの世帯類型だけで50%を超えていました。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています。

### ■世帯類型による世帯数の推移



資料:国勢調査(各年 10月1日現在)

※端数処理上、合計が100%にならない箇所があります。

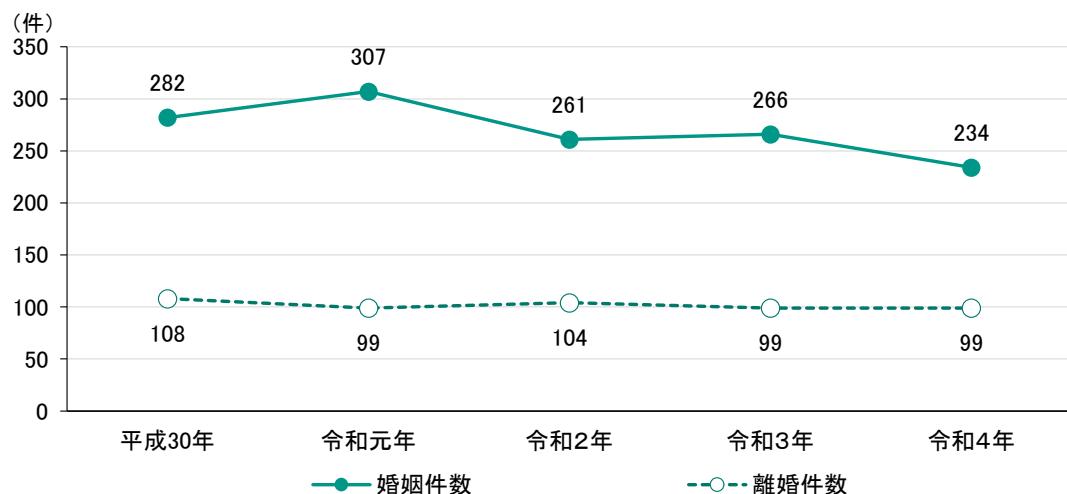
## 2 婚姻・出産等の状況

### (1) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は、増減はあるものの減少傾向にあり、令和4年では234件となっています。

また、離婚件数は100件前後で推移しており、令和4年では99件となっています。

#### ■婚姻件数・離婚件数の推移

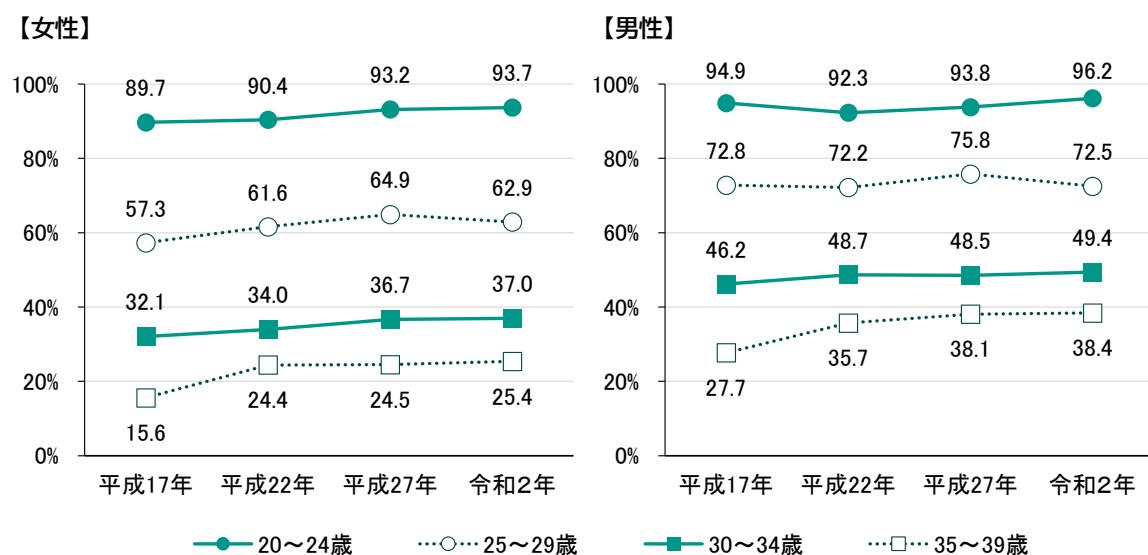


資料：埼玉県保健統計年報

### (2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。男女ともに、15年間で35～39歳の未婚率の上昇が大きく、女性では9.8ポイント、男性では10.7ポイント増加しています。

#### ■未婚率の推移



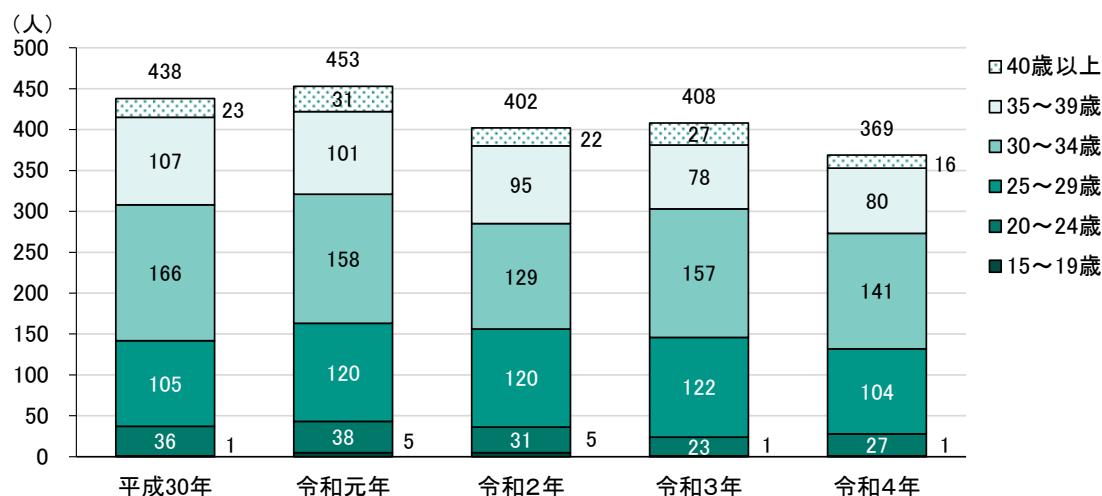
資料：国勢調査(各年10月1日現在)

### (3) 母親の年齢別出生数

本市の出生数は、増減はあるものの減少傾向にあり、令和4年では369人となっています。

母親の年齢別に出生数をみると、25～29歳、30～34歳が多くなっています。

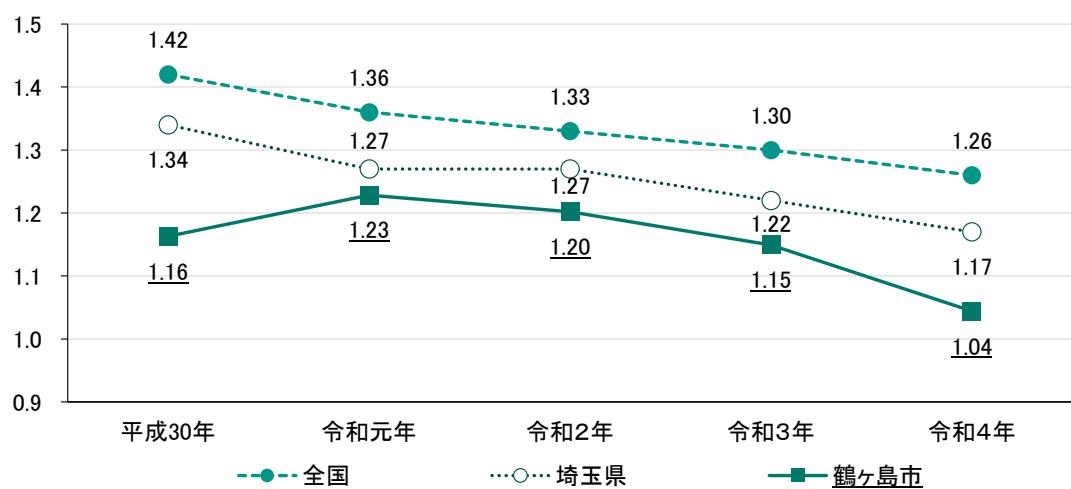
#### ■母親の年齢別出生数の推移



### (4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子の平均数の移り変わりを表したものです。本市の合計特殊出生率は、令和4年で1.04となっており、全国及び埼玉県の数値を下回っています。

#### ■合計特殊出生率の推移



## (5) こどもの数

本市の18歳未満の子どもの数は、令和6年4月1日現在で9,092人となっています。このうち、0～5歳は2,567人、6～11歳は3,016人、12～14歳は1,637人、15～17歳は1,872人となっています。

令和2年から令和6年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

### ■子どもの数の推移



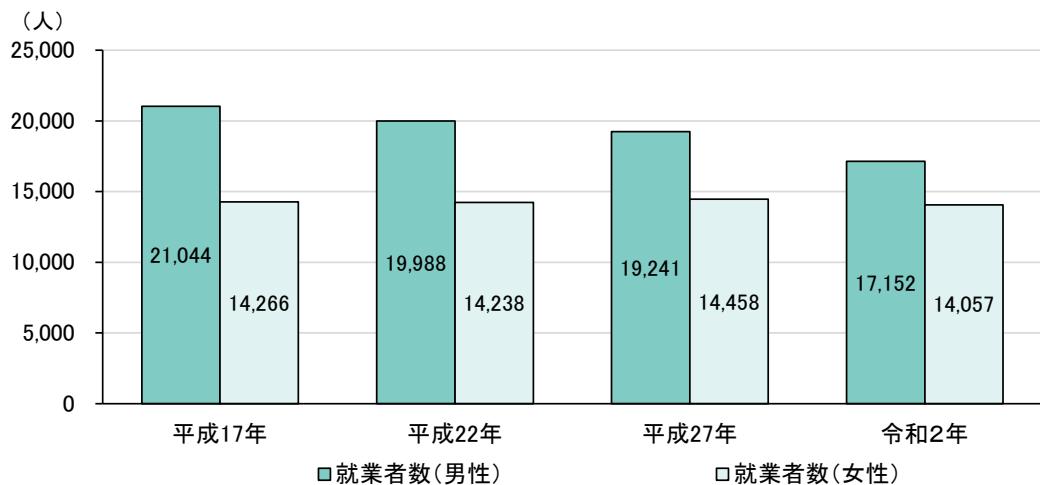
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

## 3 就業の状況

### (1) 就業者数

本市の就業者数は、男性が平成17年から年々減少していますが、女性は14,000人台で推移しています。

### ■就業者数の推移



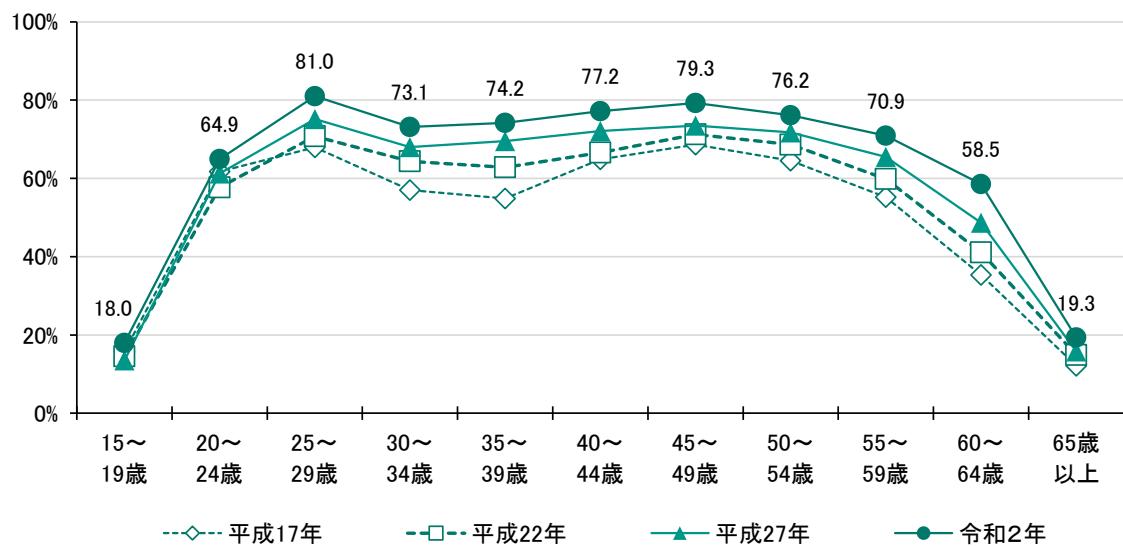
資料:国勢調査(各年10月1日現在)

## (2) 年齢別就業率

年齢別の就業率は男性が概ね横ばいで推移しているのに対し、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

女性の年齢別の就業率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに30代にかけて減少し、40歳を超えると就業率は再び高くなる「M字曲線」を示しますが、年々M字の谷の部分が浅くなる傾向にあります。

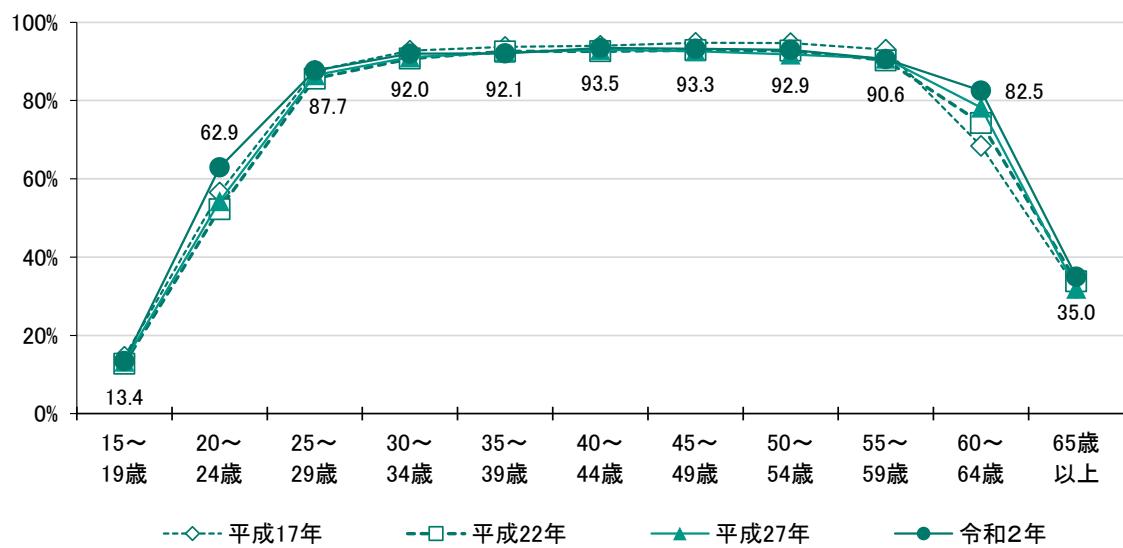
### ■女性の年齢別就業率



資料:国勢調査(各年 10月1日現在)

※数値は令和2年の数値です。

### ■男性の年齢別就業率



資料:国勢調査(各年 10月1日現在)

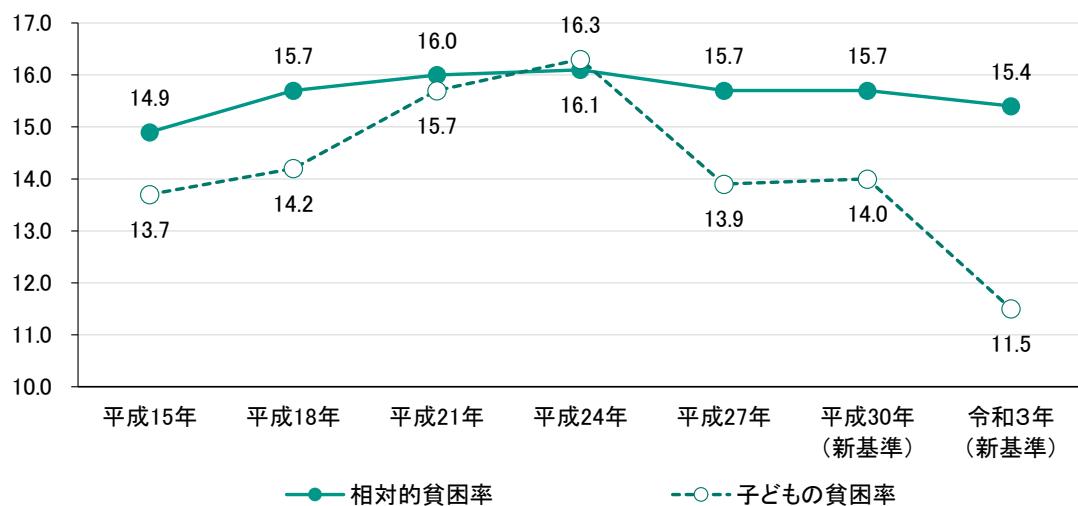
※数値は令和2年の数値です。

## 4 こどもの貧困の状況

### (1) こどもの貧困率

日本のかどもの貧困率は、11.5%と近年減少していますが、いまだ10人に1人のこどもが貧困状態にあるとされています。こうした環境で育つこどもは、医療や食事、学習、進学などの面で極めて不利な状況に置かれ、将来も貧困から抜け出せないなど危惧されています。

#### ■こどもの貧困率の推移



資料：国民生活基礎調査

相対的貧困率：所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。

子どもの貧困率：こども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合。

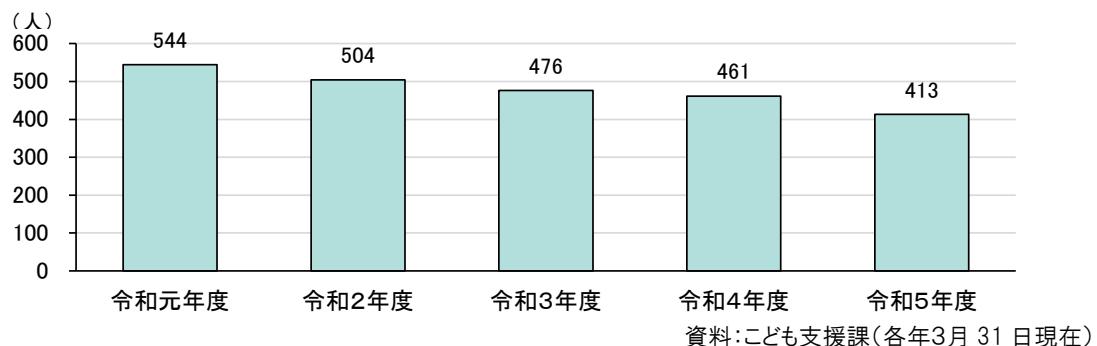
※本人の収入ではなく、その子が属する世帯の可処分所得をもとに計算。

※「新基準」は、OECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの

### (2) 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数は、減少傾向にあり令和5年度では413人となっています。

#### ■児童扶養手当の受給者数（全部支給・一部支給対象者）の推移

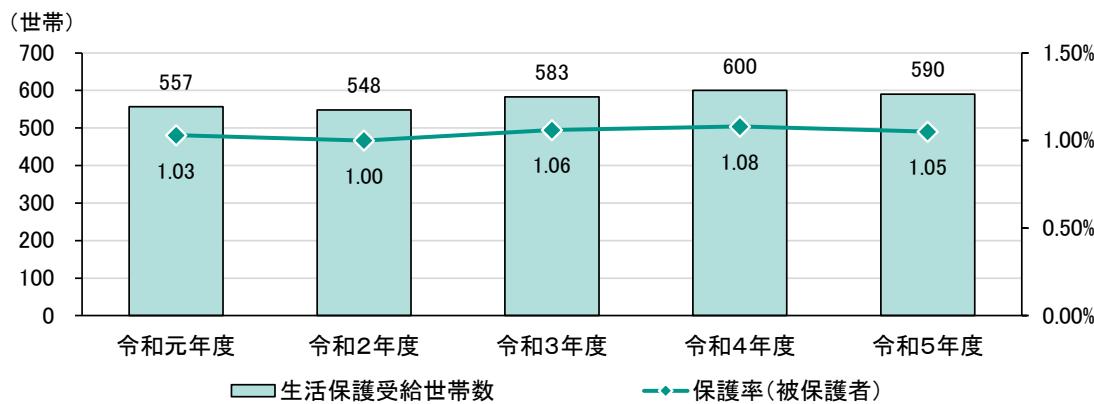


資料：こども支援課（各年3月31日現在）

### (3) 生活保護受給世帯数及び保護率（被保護者）の推移

本市の生活保護受給世帯数は、増減はあるものの増加傾向にあり、保護率（被保護者）はほぼ横ばいとなっています。

#### ■生活保護受給世帯数及び保護率（被保護者）の推移

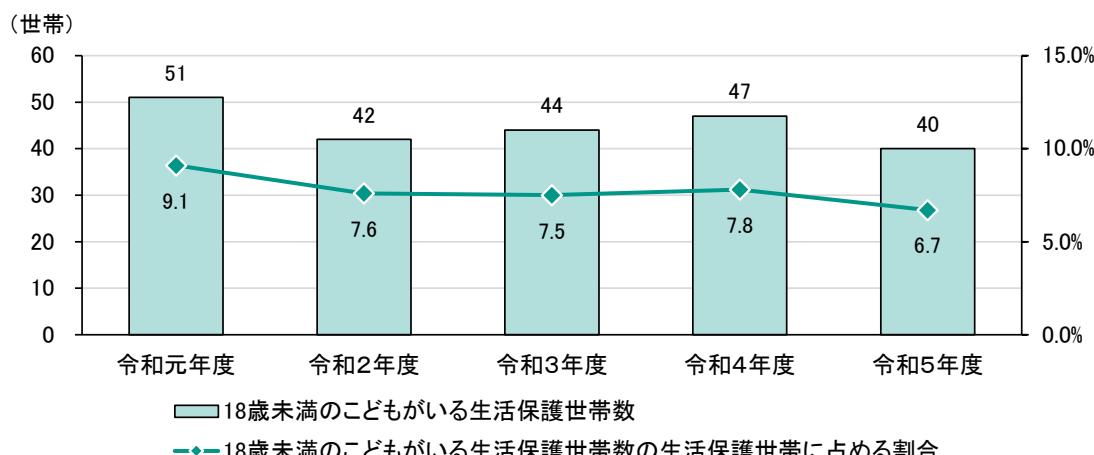


資料：福祉政策課（各年3月31日現在）

### (4) 18歳未満のこどもがいる生活保護世帯数及び生活保護世帯に占める割合の推移

本市の18歳未満のこどもがいる生活保護世帯数は、令和5年度では40世帯となっています。生活保護世帯全体に占める割合は、減少傾向となっており、令和5年度では6.7%となっています。

#### ■18歳未満のこどもがいる生活保護世帯数の推移



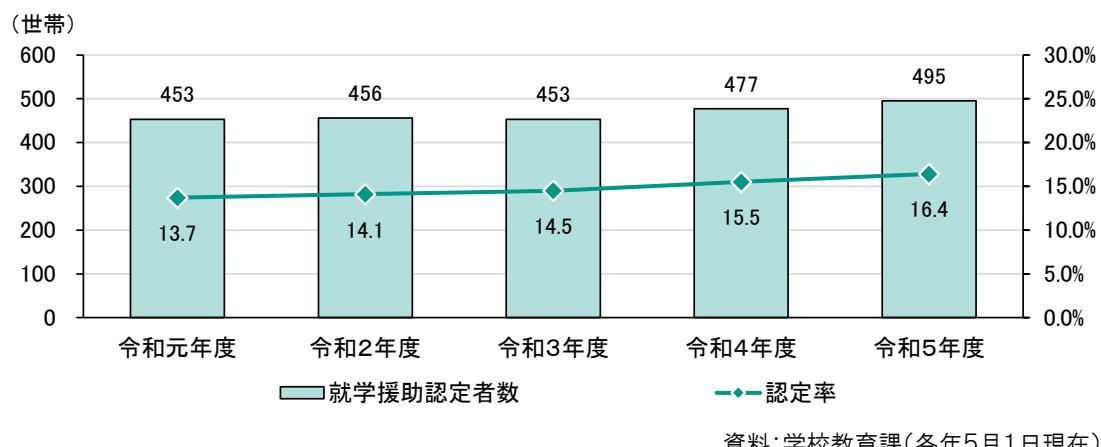
資料：福祉政策課（各年3月31日現在）

## (5) 就学援助認定者数及び認定率の推移

本市の小学校の就学援助認定者数は、令和5年度には495人となっています。就学援助の認定率をみると、増加傾向にあり、令和5年度では16.4%となっています。

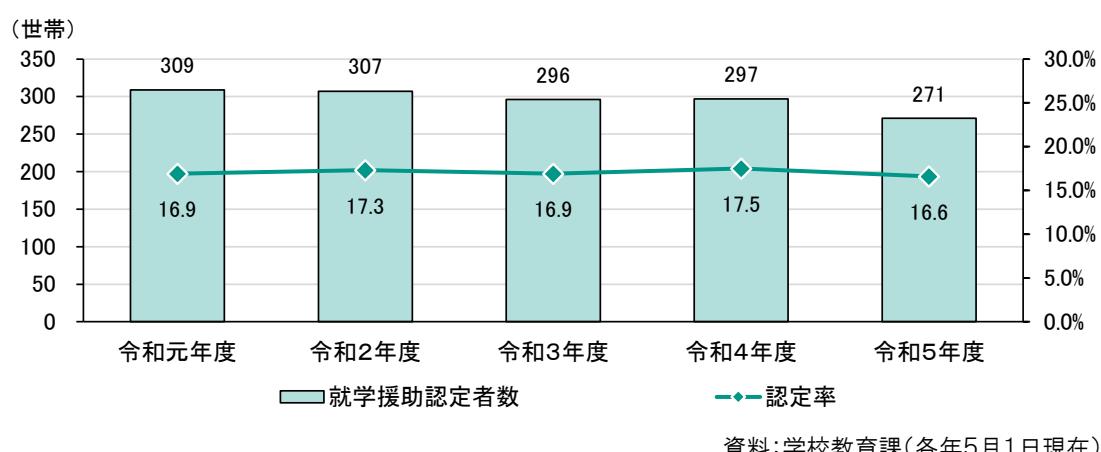
また、中学校の就学援助認定者数では、令和5年度には271人となっています。就学援助の認定率をみると、16%～17%の横ばいとなっています。

### ■小学校における就学援助認定者数及び認定率の推移



資料:学校教育課(各年5月1日現在)

### ■中学校における就学援助認定者数及び認定率の推移



資料:学校教育課(各年5月1日現在)

## 5 ニーズ調査等の概要と結果

### (1) 調査の概要

#### ①ニーズ調査の概要

##### ア 調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援新制度に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を見直すにあたり、市民の子育てに関する現状等を把握し、子ども・子育て支援の実態や課題等を整理するための基礎資料とするために実施しました。

##### イ 調査対象及び調査方法

調査対象 及び 標本数	① 住民基本台帳から無作為抽出した就学前の児童のいる保護者：1,000世帯 ② 学童保育利用児童のいる世帯の保護者：700世帯 ③ 私立幼稚園・認定こども園に通園している児童のいる世帯の保護者：700世帯
抽出方法	① 無作為抽出 ② 悉皆調査 ③ 悉皆調査
調査方法	① 郵送による配布・回収（郵送法） ② 各学童保育室及び各幼稚園・認定こども園を通じて配布・回収 ③ 各学童保育室及び各幼稚園・認定こども園を通じて配布・回収
調査期間	① 令和6年1月18日（木）～令和6年2月5日（月） ② 令和6年1月26日（金）～令和6年2月5日（月） ③ 令和6年1月26日（金）～令和6年2月5日（月）

##### ウ 回収状況

調査区分	配布数	回収数	回収率
① 就学前児童の保護者	1,000件	539件	53.9%
② 学童保育利用児童の保護者	700件	479件	68.4%
③ 私立幼稚園・認定こども園通園児童の保護者	700件	431件	61.6%
合計	2,400件	1,449件	60.4%

## ②ヒアリング調査の概要

### ア 調査の目的

(仮称) 第1期鶴ヶ島市こども計画(第3期子ども・子育て支援事業計画)策定に向けた検討に資するため、子どもの意見を収集・分析することを目的にヒアリングを実施しました。

### イ 調査対象及び調査方法

調査対象 及び標本数	① 鶴ヶ島市立保育所2館に通所する児童及び保護者：6組12名 ② 鶴ヶ島市立小学校1校の児童会に所属する児童：12名 ③ 児童館に来館した、鶴ヶ島市立中学校の生徒：28名 ④ 埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校の生徒会に所属する生徒：3名 ⑤ 城西大学現代政策部の鶴ヶ島市内在住の学生：2名
調査方法	①～⑤ 児童、生徒及び学生の居場所に出向き対面にてヒアリングを実施
調査期間	① 令和6年6月 ② 令和6年9月 ③ 令和6年10月 ④ 令和6年11月 ⑤ 令和6年10月

## (2) ニーズ調査結果のまとめ

### ①子育て家庭の状況

- 家庭での子育て(教育を含む)を行っているのは、「父母ともに」(57.9%)が最も多く、前回調査時(46.3%)より11.6ポイント増加しています。今後もさらなる父親の子育てへの参加促進が重要です。
- 子どもをみてもらえる親族・友人がいない割合が15.0%あり、一時預かり保育等のサービスの周知が必要です。
- 子育てについて気軽に相談できる相手・場所がない割合が4.8%あり、電話相談等の周知及び利用促進が必要です。

### ②保護者の就労状況

- 保護者の就労状況は、母親が69.8%(前回調査時58.5%)、父親が82.8%(前回調査時88.3%)と、母親の就労している割合は前回調査時より11.3ポイント増加しています。
- パート・アルバイト等で働く母親のフルタイムへの転換希望は、31.1%ありますが、実現できる見込みのある方は4.8%となっています。このようなフルタイムへの転換希望者へ、再就職情報、ファミリーサポート情報、保育所情報など関連情報のサポートが必要です。

### ③教育・保育事業の利用状況

- 幼稚園や認可保育所などの「定期的な教育・保育事業」の利用状況は、「利用している」の割合が77.2%（前回調査時68.8%）、「利用していない」の割合が21.9%（前回調査時31.0%）と、利用している割合は前回調査時より8.4ポイント増加しています。
- 平日に定期的に教育・保育事業を利用している理由として「子育てをしている方が現在就労している」の割合が65.9%と、前回調査時（58.5%）より7.4ポイント増加しており、今後、保護者の就労状況や子育ての環境を考慮した上で、教育・保育ニーズの必要量の把握が必要です。

### ④地域の子育て支援事業の利用状況

- 「地域子育て支援拠点事業」の利用率は10.9%（前回調査時11.7%）、「その他の鶴ヶ島市で実施している類似事業」の利用率は15.0%（前回調査時13.3%）となっています。
- 今後の預かり保育の利用希望は、利用意向がない人が約半数となっていますが、「幼稚園の預かり保育を利用したい」が35.6%、「他の保育事業を利用したい」が1.3%と、一定の利用希望があることから、保護者の利用ニーズを把握し、的確な対応が必要です。

### ⑤病児・病後児の利用状況

- 子どもが病気やケガのために通常の教育・保育事業を利用できず、特別な対応をとる必要が「あった」割合が83.7%と前回調査時（71.7%）より12.0ポイント増加しています。母親のフルタイム、長時間のパートタイム就労が増えている現状からも、突発的な休みを取りやすい環境づくりや周囲の理解などを企業に求めていく必要があります。
- 子どもの病気やケガの対応で休んだ際に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と31.9%（前回調査時34.1%）の方が回答していることから、病児・病後児保育等のサービスの周知が必要です。

### ⑥放課後や休日の過ごし方の状況

- 今後小学校に入学する児童の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向は、低学年が44.4%（前回調査時33.3%）、高学年は31.5%（前回調査時22.2%）となっています。母親の就労希望が高く、今後、利用意向も伸びることが予想されることから、施設定員の確保などの検討が必要です。
- 現在、学童保育を利用している児童の利用状況について、現在の利用日数も希望の利用日数とともに「5日」が最も多くなっています。学童保育を何年生まで利用させることを希望しているかでは、「小学6年生」が53.4%（前回調査時66.2%）で最も多くなっています。学年ごとの利用状況を考慮した利用ニーズへの対応が必要です。
- 放課後や休日に過ごしたい場所、あつたらいいと思う場所は、遊び場としての公園や児童館、市民センターのような施設を求める声が挙がっています。

## ⑦育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度の状況

- 育児休業の取得は、母親が 56.4%（前回調査時 35.6%）、父親が 13.7%（前回調査時 3.5%）と、母親、父親ともに前回調査時より 10 ポイント以上増加しています。
- 育児休業を取得していない理由は、母親が「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「子育てや家事に専念するため退職した」（25.7%）、父親が「仕事が忙しかった」（48.8%）が最も多くなっています。育児休業取得、短時間勤務制度の導入、職場の両立支援制度（ワーク・ライフ・バランス）に向けた企業への働きかけや職場の環境づくりなど、関係機関等と連携した取組が必要です。

## ⑧子育てのための経済的な負担の状況

- 現在の経済状況（家計状況）については、「ふつう（どちらともいえない）」が 44.2%（前回調査時 47.0%）、『苦しい』が 42.6%（前回調査時 40.8%）、『ゆとりがある』が 11.9%（前回調査時 11.1%）となっています。
- 望まれる生活支援制度は、「高等教育（高校・大学等）にかかる費用のさらなる無償化や補助制度」（81.4%）、「義務教育（小・中学校）にかかる費用のさらなる無償化や補助制度」（77.6%）、「幼児教育・保育（幼稚園・保育所）にかかる費用のさらなる無償化や補助制度」（73.5%）などが上位にあげられており、安心してこどもを産み育てていくための経済的支援の拡充・充実の検討が必要です。

## ⑨子育て全般

- 受診や相談をした人の相談先では、「保健センター」が 65.4%、「医療機関」が 47.1%、「子育てセンター」が 19.2%、「発育支援センター」が 13.3%となっていることから、「保健センター」の対応が重要となっています。
- かかりつけ医がない理由は、「かかりつけ医の必要性を感じない」が 21.9%となっていることから、気軽に何でも相談できるかかりつけ医がいれば、体調などに関して何でも相談できるので、必要なら医療面で早めの対策がとれ、専門家を的確に紹介できるなどのメリットを周知する必要があります。
- 地域における子育ての環境や支援への満足度では、高い（「4（満足度がやや高い）」が 23.4%と、「5（満足度が高い）」が 5.9%の合計）が 29.3%（前回調査時 27.4%）となっていることから、市民のニーズを把握した対応が必要です。

### （3）ヒアリング調査結果のまとめ

※ヒアリング調査結果まとめ作業中

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 「子どもにやさしいまちづくり」

#### ～ 安心して子どもを生み 育てることができるまち ～

鶴ヶ島市のことども・若者や子育て家庭への支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を上記のとおり掲げます。

こどもは、生まれながらにしていかなる差別を受けることなく、一人の人間として愛され、大切にされ、尊重されるかけがえのない存在です。

これまで市では、すべてのことどもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在であるという認識を持って、ことどもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるよう、市、市民、事業者等が一体となって、子どもにやさしいまちづくりを進めてきました。

ことどもの成長と子育てを支援することは、一人ひとりのことどもや家族の現在と将来に渡る幸せ（ウェルビーイング）につながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも重要な課題の一つです。ことども自身の思いや意見を大切にしながら、ことどもや子育て家庭にあたたかく寄り添い、地域全体で応援していくまちづくりを進めていくことが不可欠です。

我が国においては、急速な少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立などにより、子育てに不安を抱える保護者や不登校児童数の増加など、ことどもを取り巻く環境が複雑多様化しています。また、児童虐待などことどもの権利が脅かされる事案の発生や、経済的な不安から若者が結婚や子育てに対し前向きになれない状況が続いているいます。

こうした状況も踏まえ、ことども基本法に基づく本ことども計画を策定し、ことども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進することで、基本理念である「子どもにやさしいまちづくり ～安心して子どもを生み 育てることができるまち～」の実現を目指します。

## 2 基本方針

本計画では、基本理念の実現を目指し、各事業を推進していくうえで、基本方針を設定します。第6次鶴ヶ島市総合計画の子育て支援に係る施策との整合性を図りつつ、地域で安心して子どもを生み育てることができるよう、3つの基本方針を掲げます。

### 基本方針1 こども・家庭への支援の充実

安心して子どもを生み育てることができるよう、すべての子どもや子育て家庭に寄り添った総合的な相談支援体制を整備します。また、子どもの人権が尊重され、誰もが健やかに成長していくよう、こども・家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。

指標	現状値	目標値
	令和5年度	令和11年度
1 こんにちは赤ちゃん訪問の実施率	●●	●●

### 基本方針2 地域連携による子育て支援の充実

子どもや子育て家庭の声を聴きながら、地域の多様な主体と連携し、身近な地域で子どもが安心して過ごせる場所や、子育て家庭の交流の場の創出、次代を担う子どもたちの健全育成などに取り組みます。

指標	現状値	目標値
	令和5年度	令和11年度
1 子育て交流の場の設置数	●●	●●
2 子どもサロンの開催拠点数	●●	●●
3 ファミリー・サポート・センター事業の利用件数	●●	●●

### 基本方針3 幼児教育・保育の充実

安心して働きながら子育てができるよう、長期的な保育需要や多様な保育ニーズを踏まえた適正な定員を確保するとともに、子どもの健やかな成長を支援するために幼児教育・保育環境の充実を図ります。

指標	現状値	目標値
	令和5年度	令和11年度
1 待機児童の数 「保育所」「学童保育室」	●●	●●

### **3 基本目標**

---

こども基本法等の趣旨を踏まえ、基本理念を実現していくために、3つの基本方針、5つの基本目標を掲げ、各事業を推進していきます。

#### **基本目標1 安心してこどもを生み育てることができる支援の推進【こどもの誕生前から幼児期まで】**

子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培う大切な時期に、安心して健やかに成長していけるよう、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援により養育環境の安定と充実を図ります。

#### **基本目標2 こどもがのびのびと成長できる支援の推進【学童期・思春期】**

身体も心も健やかに成長するとともに、様々な遊びや学び、体験等を通じて、夢や希望に向かってのびのびとチャレンジし、未来を切り開くことができるよう、学童期・思春期のこどもたちをサポートします。

#### **基本目標3 若者がたくましく自立できる支援の推進【青年期】**

個性や多様性が尊重される環境の中で、意見表明や主体的な活動などの社会参加を通じて、若者が将来の夢や希望に向かってたくましく自立していくことができるよう支援します。

#### **基本目標4 こどものすべての成長過程（ライフステージ）にわたる支援の推進**

こどもが生まれ育った環境によって不利益を受けたり、将来の選択肢が狭まったりすることのないようその権利を擁護するとともに、孤立したり困難に陥った際には、適切なサポートを受けて問題を乗り越えていけるよう切れ目なく支援します。

#### **基本目標5 子育て家庭に対する支援の推進**

子育て家庭が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康で心のゆとりを持ってこどもと向き合い、子育ての喜びを実感できるよう支援します。

## 4 計画の体系

基本理念 基本方針

基本目標

施策

「子どもにやさしいまちづくり～安心して子どもを生み育てることができるまち～」

1 子ども・家庭への支援の充実

1 安心して子どもを生み育て  
ことができる支援の推進  
【子どもの誕生前から幼児期まで】

- (1) 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実
- (2) 幼児期までの子どもの育ちを支える施策の推進
- (3) 幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実

2 こどもがのびのびと成長で  
きる支援の推進  
【学童期・思春期】

- (1) 「生きる力」を育む教育の推進
- (2) 子どもの居場所づくりの充実

3 若者がたくましく自立できる  
支援の推進  
【青年期】

- (1) 若者の安全・安心の確保と自立支援の推進

4 こどものすべての成長過程  
(ライフステージ) にわたる  
支援の推進

- (1) すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境整備
- (2) 子どもの貧困対策の推進
- (3) 児童虐待の防止
- (4) 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応
- (5) 障害のある子どもへの支援の充実
- (6) 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止

5 子育て家庭に対する支援の  
推進

- (1) 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減
- (2) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進
- (3) ひとり親家庭への支援の充実
- (4) その他子育てを支援する取組の推進

## 第4章 施策の展開

### 施策の展開

本計画の施策は、以下のような区分で展開しています。

区分	施策の展開	
ライフステージ別の支援		
乳幼児期 0歳～6歳未満	基本目標1 安心して子どもを生み育てることができる支援の推進 【子どもの誕生前から幼児期まで】	
学童期 6歳～12歳未満	基本目標2 こどもがのびのびと成長できる支援の推進 【学童期・思春期】	
思春期※ 12歳～18歳未満		
青年期 18歳～30歳未満	基本目標3 若者がたくましく自立できる支援の推進 【青年期】	
ポスト青年期 30歳～40歳未満		
ライフステージを通した支援	基本目標4 子どものすべての成長過程（ライフステージ）にわたる支援の推進	
子育て当事者への支援	基本目標5 子育て家庭に対する支援の推進	

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。

# 基本目標1 安心してこどもを生み育てることができる支援の推進 【こどもの誕生前から幼児期まで】

## (1) 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実

妊産婦並びに乳幼児の健康の保持増進のため、各種相談、教育、健診等の充実を図るとともに、各事業間や関係機関との連携強化を図り、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制の構築を目指します。

### 主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	<u>こどもを望む方への支援の推進</u> 不妊治療や不妊検査、不育症検査を受けた夫婦を対象に各種の助成を行う。	保健センター
2	<u>妊娠や出産への不安や悩みに対するケアの推進</u> 予期しない妊娠による戸惑いや悩みを抱える妊婦とその家族に対して、保健師が相談に応じる。	保健センター
3	<u>出産準備情報の提供</u> 母子健康手帳交付の際、妊娠、出産、育児に関する情報を提供する。	保健センター
4	<u>妊婦健康診査の実施</u> 妊娠中の疾病や異常の早期発見に資するため、妊婦健康診査を実施する。	保健センター
5	<u>両親学級への参加促進</u> 母性の健康保持と増進、母子保健に関する知識普及のために両親対象に実施している「ゆりかご教室」への参加を促進し、両親で共に行う子育ての啓発を行う。	保健センター
6	<u>若年や多胎等の妊婦への支援</u> 出産・育児に対し、不安を抱えやすい若年妊婦や多胎妊婦、外国人妊婦、未入籍妊婦等に対し、相談支援を実施する。	保健センター
7	<u>新生児聴覚検査スクリーニング検査</u> 先天性の聴覚障害の早期発見・早期療育につなげるために、新生児聴覚スクリーニング検査を実施する。	保健センター
8	<u>産婦健康診査</u> 産後の心身の健康状態の確認、産後うつの早期発見のために、産婦健康診査を実施する。	保健センター
9	<u>出産子育て応援金</u> 全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、経済的支援を実施する。	保健センター
10	<u>未熟児養育医療給付制度</u> 身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする子どもに対し、その治療に必要な医療費を公費で負担する。	保健センター
11	<u>低所得妊婦に対する初回産科受診料助成</u> 非課税世帯や生活保護世帯の妊婦が早期に産科を受診し、母体や胎児の健康保持・増進することを目的に、初回の産科受診料の一部を補助する。	保健センター

## (2) 幼児期までの子どもの育ちを支える施策の推進

子育て情報の提供をはじめ、多様化するニーズに対応する子育て支援の充実を図るとともに、身近な地域で気軽に交流ができることで、子育ての孤立化を防ぎ、安心して子育てができる環境を目指します。

### 主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	<b>利用者支援事業の推進</b> 地域の子育て支援を円滑に利用できるよう、妊娠から子育て期まで切れ目なくサポートしながら、総合的な情報提供と必要に応じた助言等を行う。	こども家庭センター
2	<b>子育てガイドブックの発行</b> 子育て家庭に対する情報提供のため、市内の子育てに係る様々な情報を掲載した育児情報誌を、官民連携により発行する。	こども支援課
3	<b>こども・子育て情報の提供</b> 広報紙やホームページ、SNSなど様々なメディアを活用し、こども・子育てに関する便利で役立つ情報を発信する。	こども支援課 こども家庭センター 秘書広報課 保健センター
4	<b>地域子育て支援拠点事業の推進</b> 子育てについての相談・情報の提供や子育て中の親子の交流の場・地域との交流の場として、子育てセンター・つどいの広場事業を行う。	こども支援課
5	<b>赤ちゃんの駅の充実（県との連携事業）</b> 乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境を整備するため、公共施設や商業施設の協力を得て、授乳の場やミルクのお湯などを提供する赤ちゃんの駅の拡充に努める。	こども支援課
6	<b>こんにちは赤ちゃん訪問の推進</b> 子育ての孤立化防止や健康支援を行うことを目的に、生後4か月児までの乳児のいる全世帯を訪問し、子育てに必要な情報提供・相談支援などを行う。	保健センター
7	<b>産後ケアの実施</b> 家族から家事・育児のサポートが受けられない、育児に不安がある等の母親に対して、訪問や、施設利用にて、助産師による育児の相談や授乳指導を実施する。	保健センター
8	<b>乳幼児健康診査の実施</b> 乳幼児の成長・発達の重要な月齢に集団健康診査を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、育児不安をもつ親に対する相談を行う。また、未受診児の状況把握に努め、必要に応じ適切な支援を行う。	保健センター
9	<b>産前・産後サポート事業（子育て交流サロン）の実施</b> 地域で孤立しやすい親子が、参加者同士交流することにより、育児の不安が和らぎ、子育ての楽しさを感じられるよう、子育て交流サロンを行う。	保健センター
10	<b>発育・発達・育児相談の実施</b> 乳幼児健康診査や親子相談事業等において、乳幼児の発育・発達に関する相談や親の育児相談を行い、必要に応じ適切な支援を行う。また、親子相談は予約可能人数を増やして対応する。	保健センター
11	<b>予防接種の推進</b> 感染症予防のため、こどもにとって望ましい時期に医療機関において予防接種ができるよう、接種勧奨を行う。	保健センター

	事業名・事業概要	所管課
12	<b>保健・医療・福祉・教育の連携</b> 子どもの発育・発達の遅れや親の育児不安等がある人に対し、関係機関と連携を図りながら切れ目ない支援を行う。	保健センター
13	<b>歯科保健指導の実施</b> 歯と口の健康に関する正しい知識の普及啓発と歯科疾患の予防を目的に、妊娠期、乳幼児期、学童期において、歯科保健指導を実施する。	保健センター
14	<b>妊娠期、乳幼児期の栄養相談・指導の実施</b> 適切な食習慣の確立を図ることを目的に、妊娠期、乳幼児期における栄養相談・指導を実施する。	保健センター
15	<b>乳幼児の事故防止対策の啓発</b> 様々な機会を捉え、乳幼児の事故防止や乳幼児突然死症候群、乳幼児揺さぶられ症候群予防のための普及啓発を行う。	保健センター
16	<b>小児救急医療体制への支援</b> 初期及び第二次救急医療に関わる小児救急医療体制の確保に努める。	保健センター
17	<b>保護者の健康相談の実施</b> 乳幼児健康診査時等の機会を捉え、保護者の健康問題についての相談を行う。	保健センター

### (3) 幼児期までこどもへの教育・保育内容の充実

多様な教育・保育ニーズに対応し、安心してこどもを預けることができるよう、保育士の確保をはじめ、教育・保育の環境の整備を図ります。

#### 主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	<b>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の計画的な整備</b> 保育所・認定こども園等の計画的な整備を行い、待機児童対策を推進する。	こども支援課
2	<b>特定教育・保育施設の計画的な保全</b> 建物の屋根防水や外壁、外構、床、電気設備、空調設備等について老朽化への対応を行い、防犯上の安全設備の設置等の良質な教育・保育環境の確保に努める。	こども支援課
3	<b>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における延長保育事業（時間外保育事業）の推進</b> 就労形態の多様化や通勤時間の長い保護者の保育ニーズに対応するため、認定時間を超えて保育を提供する。	こども支援課
4	<b>幼稚園における預かり保育の推進</b> 幼稚園の預かり保育について、制度の周知を図る。	こども支援課
5	<b>一時預かり事業（保育所）の推進</b> 保護者の通院、社会的事業などでの一時的な保育ニーズに対応するための保育を実施する。	こども支援課
6	<b>休日保育事業の推進</b> 共働き世帯の増加や就労形態の多様化に伴い、休日における保育需要が高まっていることを受け、日曜、祝日に保育を実施する。	こども支援課
7	<b>保育ステーション事業の推進</b> 仕事と子育ての両立支援のため、若葉駅構内で保育ステーション事業を実施する。	こども支援課

	事業名・事業概要	所管課
8	<p><b><u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を行う事業者との相互連携支援</u></b></p> <p>低年齢児を対象とする地域型保育事業を利用する子どもが、卒園後も継続して適切な教育・保育を受けられるよう、連携施設の確保や情報連携等の支援に取り組む。</p>	こども支援課
9	<p><b><u>保育人材の確保</u></b></p> <p>保育の専門性を高める研修等の案内により、保育士の資質の向上を図る。また、保育人材の処遇改善を行い職場への定着を推進する。</p>	こども支援課
10	<p><b><u>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営支援</u></b></p> <p>民間保育園の適切な運営を図るために、必要な指導や助言、助成を行う。</p>	こども支援課

## 基本目標2 こどもがのびのびと成長できる支援の推進【学童期・思春期】

### (1) 「生きる力」を育む教育の推進

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校がさらなる連携強化を図り、子どもの生きる力を育むとともに、家庭教育や地域における子育て活動を推進します。

#### 主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	<u>多様な教育の機会を確保し、「確かな学力」の育成※</u>	学校教育課 教育センター
2	<u>他者を尊重し、協働できる「豊かな心」の育成※</u>	
3	<u>たくましく生きるための「健やかな体」の育成※</u>	
4	<u>幼児期の教育・保育施設及び小学校による連携の推進</u> 子どもの生活と発達を継続して支えていくため、幼稚園、保育所、認定こども園の幼児期の教育・保育施設及び小学校が連携し、円滑な情報交換等を図る。	教育センター こども支援課
5	<u>家庭教育の支援</u> 子どもを支え育む地域づくりを進めるため、小・中学校PTA等が実施する家庭教育に関する講座の開催を支援する。	生涯学習スポーツ課

※第4期鶴ヶ島市教育振興基本計画に掲載している取組から抜粋

### (2) 子どもの居場所づくりの充実

子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができるよう、児童館や学童保育室をはじめ、子どもの居場所の充実を図ります。

#### 主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	<u>児童館事業の推進</u> 子どもの居場所、自主的な活動の場として、関係団体と連携し様々な事業を実施する。	こども支援課
2	<u>学童保育室の整備・運営支援</u> 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関する条例に基づき、利用希望児童数の変化に対応した学童保育室の整備を行う。また、学童保育室が適切に運営されるよう支援する。	こども支援課
3	<u>子どもの居場所づくりの推進</u> 子どもの健やかな成長に資するため、安心して過ごせる場所や機会の充実を図る。 全ての子どもを対象として、地域の方々の参画を得て、放課後や週末等に体験、交流及び学習活動の機会を提供する放課後子ども教室を推進する。	こども支援課 地域活動推進課 学校教育課 生涯学習スポーツ課
4	<u>公園施設整備の推進</u> 子どもの居場所である公園について、公園施設の老朽化や公園利用者のニーズに対応するため、計画的な保全・整備を進める。	都市計画課

## 基本目標3 若者がたくましく自立できる支援の推進【青年期】

### (1) 若者の安全・安心の確保と自立支援の推進

若者が地域で安全に、そして安心して生活できる環境づくりを推進するとともに、住まいや仕事、結婚などの生活に関する支援を推進します。

#### 主な事業

事業名・事業概要		所管課
1	<b>青少年健全育成団体の活動支援</b> 地域における有害環境から子ども・若者を守るため、関係事業者（施設）等に働きかけ、非行及び事故を未然に防ぐよう要請する。また、「子供・若者育成支援強調月間」に、活動を広報等に掲載し周知を図る。	こども支援課
2	<b>こども・若者の交流と活動の場の充実</b> こども・若者の健やかな成長に資するため、交流の機会や活動の場の充実を図る。	こども支援課 生涯学習スポーツ課
3	<b>若者・子育て世代が入居しやすい住環境の整備</b> 若者・子育て世代が入居しやすい住宅の普及を促進するとともに、定住に向けた取組を推進する。	都市計画課
4	<b>若者の就労支援</b> ハローワークと連携し、若者の就労支援の充実を図る。	産業振興課
5	<b>若者の結婚支援</b> 埼玉県や埼玉県川越都市圏まちづくり協議会と連携し、結婚を希望する独身の若者に出会いの機会を提供するなどの支援を行う。	政策推進課

## 基本目標4 こどものすべての成長過程（ライフステージ）にわたる支援の推進

### (1) すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境整備

経済困窮、ヤングケアラーなどの問題を抱える家庭を含め、すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、相談体制や情報提供の充実を図ります。

#### 主な事業

事業名・事業概要		所管課
1	<b><u>こども家庭センターの運営</u></b> 母子保健と児童福祉の両機能が連携、協働し、全ての子育て家庭に対して切れ目のない支援を行う。 こども家庭センターのケースワーカー、家庭児童相談員及び保健師が、家庭の養育環境や経済困窮、ヤングケアラーなど様々な悩みについて相談を受け、関係機関と連携を図り、必要な子育て支援につなげる。	こども家庭センター
2	<b><u>利用者支援事業の推進【再掲】</u></b> 地域の子育て支援を円滑に利用できるよう、妊娠から子育て期まで切れ目なくサポートしながら、総合的な情報提供と必要に応じた助言等を行う。	こども家庭センター
3	<b><u>家庭児童相談の推進</u></b> 家庭における子どもの問題、子どもの心身の発達、子育ての不安及び家族関係などについて、家庭児童相談員が保護者等からの相談に応じる。	こども家庭センター

### (2) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困への対策と自立に向けた支援を進めます。

#### 主な事業

事業名・事業概要		所管課
1	<b><u>児童・生徒就学援助事業の推進</u></b> 経済的な理由により就学困難と認められる場合、学齢児童・生徒の保護者に対し、給食費や学用品等の一部を援助する。	学校教育課
2	<b><u>生活困窮家庭の子どもに対する学習支援の推進</u></b> 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう、生活困窮家庭の子どもを対象にした学習支援を実施する。	福祉政策課 こども支援課
3	<b><u>特別支援教育児童・生徒就学奨励事業の推進</u></b> 特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額が一定額以下である場合、給食費や学用品等の一部を援助する。	学校教育課
4	<b><u>入学準備金貸付制度の推進</u></b> 高校や大学等に進学する意欲をもちながら経済的な理由で就学が困難な人のため、入学に必要な費用の一部について無利子での貸し付けを行う。	学校教育課
5	<b><u>食支援等を図る関係団体との協働の推進</u></b> 支援が必要な家庭に、食支援等を図るため関係機関、関係団体と情報共有を図りながら協働を推進する。	こども支援課

### (3) 児童虐待の防止

児童虐待により傷付く子どもがいないよう、行政のみならず地域社会全体で児童虐待防止に取り組みます。

#### 主な事業

事業名・事業概要		所管課
1	<b>要保護児童対策地域協議会の運営</b> 児童虐待問題に対応するため、児童福祉、保健医療、教育、人権、警察等の関係機関が連携し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応する。	こども支援課
2	<b>児童虐待防止に関する意識の啓発</b> 児童虐待防止に関する意識の啓発を図るため、講演会や研修会の充実を図るとともに、広報やホームページ等を通じ児童虐待防止意識を啓発する。	こども支援課

### (4) 配偶者等からの暴力（身体的・精神的・経済的・性的）への対応

配偶者等からの暴力に対し、早期に、適切に対応できるよう、相談者への支援体制の充実を図ります。

#### 主な事業

事業名・事業概要		所管課
1	<b>ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談支援体制の推進</b> DVの相談に適切に対応し被害を防止するため、相談者の支援体制の充実を図る。	こども支援課 女性センター

### (5) 障害のある子どもへの支援の充実

発達の遅れや障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、関係機関との連携により、健やかな育成のための支援の充実を図ります。

#### 主な事業

事業名・事業概要		所管課
1	<b>発達障害などの障害の早期発見と相談支援体制の充実</b> 親や子どもの発達障害等が原因で子どもの養育が困難な家庭に対し、相談対応やサービス・施設等の情報提供を行い、障害の早期発見と早期判定ができるよう支援体制の充実を図る。	こども家庭センター 障害者福祉課 教育センター
2	<b>発育支援センター事業の充実</b> 心身に障害または発達に遅れのある児童に対して、基本的な生活習慣を身につけることや集団での適応性を高めるため、通所指導や外来指導、親子教室などを実施する。なお、本事業は令和10年度に開設予定の児童発達支援センターへの移行に伴い、令和9年度で終了予定。	こども支援課 障害者福祉課 保健センター
3	<b>幼児期の教育・保育施設への障害のある子の受け入れ体制の充実</b> 幼稚園、保育所及び認定こども園等のほか、障害児相談支援事業所や児童発達支援事業所、保育所等訪問支援などの関係機関と連携し、障害のある子の受け入れの充実を図る。	こども支援課 障害者福祉課

	事業名・事業概要	所管課
4	<b>学童保育室への障害のある子の受け入れ体制の充実</b> 学童保育運営事業者や障害児相談支援事業所、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの関係機関と連携し、障害のある児童の放課後対策として、学童保育室への受け入れの充実を図る。	こども支援課 障害者福祉課
5	<b>特別支援学校在学児の学童保育室への受け入れに伴う運営支援</b> 特別支援学校に通う子どもの放課後対策として、市内学童保育室への運営費補助を行う。	こども支援課
6	<b>発達障害児の家族への支援</b> 子どもの特性を理解してより良い関わり方を学んでもらい、家族対応力の強化を図るため、ペアレントトレーニング講座を実施する。	障害者福祉課
7	<b>児童発達支援センターの開設</b> 心身の発達に遅れ、または障害のある子どもとその家族への支援を行い、一般の事業所と密接な連携を図る地域における中核的な療育支援施設となる児童発達支援センターを令和10年度までに設置する。	障害者福祉課

## (6) 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止

防犯対策や交通安全教室等、子どもの健全な育ちを支えるため、家庭、学校、地域、警察、行政等が連携し、地域社会全体で子どもの安全を守る環境づくりを推進します。

### 主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	<b>防犯対策の推進</b> 地域防犯推進委員などの関係者、または関係機関と連携し、防犯活動や啓発活動を実施する。	生活環境課 学校教育課
2	<b>交通安全教室の実施</b> 子どもを交通事故から守るため、子どもの発達段階に応じた交通安全教育を実施し、歩行者及び自転車利用者としての必要な技能と知識を習得させる。	生活環境課
3	<b>身近な公園の整備</b> 公園遊具の改修・更新など、公園施設等の適切な維持管理や長寿命化対策により、安全・安心で利便性の高い公園づくりを推進する。	都市計画課
4	<b>青少年健全育成団体の活動支援【再掲】</b> 地域における有害環境から子ども・若者を守るために、関係事業者（施設）等に働きかけ、非行及び事故を未然に防ぐよう要請する。また、「子ども・若者育成支援強調月間」に、活動を広報等に掲載し周知を図る。	こども支援課

## 基本目標5 子育て家庭に対する支援の推進

### (1) 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減

医療や幼稚園、保育所等に関する費用負担に配慮し、子育て家庭に対し経済的支援を推進します。

#### 主な事業

事業名・事業概要		所管課
1	<b>児童手当の支給</b> 経済的な負担を軽減するため、こどもを養育する保護者に児童手当を支給する。	こども支援課
2	<b>こども医療費の助成</b> 保護者の経済的負担の軽減を図り、こどもが安心して医療にかかることができるよう、子どもの医療費の保険診療の自己負担分を助成する。	こども支援課

### (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

子育て中の母親、父親がともに育児や家事、仕事等に取り組めるように、情報提供や相談支援を実施するとともに、働き方の見直しを図ることで、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

#### 主な事業

事業名・事業概要		所管課
1	<b>産前産後休業・育児休業期間中の保護者に対する情報提供、相談支援の実施</b> 産前産後休業及び育児休業期間における施設利用に関する情報提供や相談体制について周知を図り、保護者の円滑な職場復帰を支援する。	こども支援課
2	<b>男女共同参画の意識づくり</b> 男女共同参画の意識づくりを推進するため、男女共同参画週間に合わせた講座・展示等を開催する。また、年間を通して講座、展示等を開催する。	女性センター
3	<b>ワーク・ライフ・バランスの普及</b> ワーク・ライフ・バランスの普及を推進するため、父親が参加できるセミナー等を開催するとともに、広報紙を活用した啓発を行う。	女性センター
4	<b>父親の育児参加の支援</b> 父親の育児参加を支援するため、こどもとの遊びをテーマにした事業を児童館や地域子育て支援拠点等で実施し、交流機会の提供や啓発を行う。	こども支援課 女性センター

### (3) ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、各家庭の状況に応じた支援の充実を図ります。

#### 主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	<b><u>児童扶養手当等の支給</u></b> ひとり親家庭や保護者が重度の心身障害を持つ家庭等で、18歳到達後の最初の年度末までのこどもを養育している者に手当を支給する。	こども支援課 障害者福祉課
2	<b><u>ひとり親家庭等医療費の助成</u></b> ひとり親家庭等の保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して医療にかかることができるよう、医療費の保険診療の自己負担分を助成する。	こども支援課 障害者福祉課
3	<b><u>ひとり親家庭への各種助成制度の周知</u></b> 対象者を的確に把握し、制度の周知を図る。	こども支援課
4	<b><u>ひとり親家庭の就労支援</u></b> ひとり親家庭の就労による自立をサポートするため、情報の提供や相談、高等職業訓練促進給付金の支給等を行う。	こども支援課
5	<b><u>ひとり親福祉団体の活動支援</u></b> ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の増進を図るため、ひとり親福祉団体が実施するひとり親福祉事業活動への支援を行う。	こども支援課

### (4) その他子育てを支援する取組の推進

子育てを取り巻く様々な課題に対し、適切な支援が実施できるよう、支援体制の整備を進めます。

#### 主な事業

	事業名・事業概要	所管課
1	<b><u>子育て世帯訪問支援事業の推進</u></b> 子育ての支援が必要でありながら、支援サービスを求めることが困難な家庭に訪問員を派遣し、育児や家事等の援助、育児相談を行い、家庭での安定したこどもの養育などを支援する。	こども家庭センター
2	<b><u>子育て短期支援事業（ショートステイ）の推進</u></b> 保護者の疾病や仕事などのやむを得ない理由により、子どもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて養育を行う。	こども家庭センター
3	<b><u>ファミリー・サポート・センター事業の支援</u></b> 育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。	こども支援課
4	<b><u>病児・病後児保育事業の推進</u></b> 病気になったこどもをやむを得ない理由により看病できない場合に、一時的に保育を行う。	こども支援課
5	<b><u>パパ・ママ応援ショップの周知（県との連携事業）</u></b> 中学生までのこどもまたは妊婦のいる家庭を応援するため、店舗等で割引などのサービスが受けられる応援ショップ事業の周知を図る。	こども支援課
6	<b><u>若者・子育て世代が入居しやすい住環境の整備【再掲】</u></b> 若者・子育て世代が入居しやすい住宅の普及を促進するとともに、定住に向けた取組を推進する。	都市計画課

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと提供体制の確保方策

### 1 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援制度のもと、こどもと子育て家庭が、幼稚園・保育所・認定こども園等を利用するにあたり、教育・保育を受けるための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定は、1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他優先すべき事情等を勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

#### ■利用できる主な施設及び事業

年齢※	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上 満5歳以下	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所
		2号認定 (保育短時間認定)	認定こども園
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所 認定こども園
		3号認定 (保育短時間認定)	特定地域型保育事業

※4月1日時点の年齢

(1) 幼稚園、認定こども園（1号認定）

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1号 3～5歳	1号 3～5歳	1号 3～5歳	1号 3～5歳	1号 3～5歳
利用実績	872	865	839	819	706

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号 3～5歳	1号 3～5歳	1号 3～5歳	1号 3～5歳	1号 3～5歳
量の見込み (必要利用定員総数)					
確保の内容					
特定教育・保育施設					
未移行幼稚園					
広域利用（市外）					
過不足					

※確保方策の広域利用は、川越市、毛呂山町などの市外利用確保分として見込んでいます。

(2) 認可保育所、認定こども園、特定地域型保育事業等（2号、3号認定）

(単位：人)

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	2号 3～5歳	3号 0歳	1, 2歳	2号 3～5歳	3号 0歳	1, 2歳	2号 3～5歳	3号 0歳	1, 2歳
	647	96	440	652	92	449	646	98	416
区分	令和5年度			令和6年度					
	2号 3～5歳	3号 0歳	1, 2歳	2号 3～5歳	3号 0歳	1, 2歳			
	622	105	443	614	105	449			

(単位：人)

区分	令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	2号 3～5歳	3号 0歳	1, 2歳	2号 3～5歳	3号 0歳	1, 2歳	2号 3～5歳	3号 0歳	1, 2歳
	量の見込み (必要利用定員総数)								
確保の内容									
特定教育・ 保育施設									
特定地域型 保育事業									
認可外保育 施設									
広域利用 (市外)									
過不足									
区分	令和10年度			令和11年度					
	2号 3～5歳	3号 0歳	1, 2歳	2号 3～5歳	3号 0歳	1, 2歳			
	量の見込み (必要利用定員総数)								
確保の内容									
特定教育・ 保育施設									
特定地域型 保育事業									
認可外保育 施設									
広域利用 (市外)									
過不足									

※確保方策の広域利用は、川越市、毛呂山町などの市外利用確保分として見込んでいます。

### **【現状】**

- ・保育所の拡充を図るとともに、国の通知に基づき、入所者数については定員を上回る彈力的な受け入れを実施しています。

### **【量の見込みと確保方策】**

●●●

## **2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保**

---

### **(1) 幼稚園から認定こども園への移行に対する支援**

各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況等を把握した上で、認定こども園への移行を希望する幼稚園からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。

幼稚園から認定こども園へ移行するに当たり、国や県において財政支援事業がある場合は、当該事業の活用についても支援します。

### **(2) 質の高い教育・保育に係る基本的考え方とその推進方策**

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表者等による情報交換や研究を推進し、質の高い乳幼児期の教育・保育の提供に努めています。

幼稚園、保育所及び認定こども園等が、幼児期の教育・保育の良さを生かした園づくり、園運営を行うと共に、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針等を踏まえ、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士による合同研修等を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めています。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針で求められている質の高い教育・保育や多様なニーズへの対応、子育て支援等のサービスに対応できるような研修を推進します。

### **(3) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策**

教育・保育施設等を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての子ども・子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要です。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

### **(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携**

幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業を行う者が情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携に努めます。

## (5) 外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、子どもの保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の充実

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

なお、令和4年児童福祉法改正により「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が新たに創設され、令和6年4月から施行されるとともに、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。さらに、令和6年子ども・子育て支援法改正により、「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）」、「産後ケア事業」が令和7年4月から新たに位置づけられました。

#### (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

##### 【現状】

- 令和7年度に子ども家庭センターを開設し、児童福祉と母子保健が日常的に連携し事業を推進しています。

(単位：か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	1	1	1	1	1
子ども家庭センター型	1	1	1	1	1

##### 【量の見込みと確保方策】

(単位：か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	1	1	1	1	1
子ども家庭センター型	1	1	1	1	1

- 基本型は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの機能があり、利用者支援は、地域子育て支援拠点等の身近な場所での相談や情報提供、助言等の支援を行い、地域連携は、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。
- 子ども家庭センター型は、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応します。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

### 【現状】

- ・「子育て支援センター」が4か所と「つどいの広場」が2か所あります。それぞれ、子育てに関する交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行っています。

(単位：人回/年、か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	6,023	8,090	13,140	7,228	算出中
実施か所数	5	6	6	6	6

※令和6年度は見込値

### 【量の見込みと確保方策】

(単位：人回/年、か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7,858	8,543	9,288	10,097	10,977
確保方策	7,858	8,543	9,288	10,097	10,977
か所数	6	6	6	6	6

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 【現状】

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	367	425	424	371	算出中

※令和6年度は見込値

#### 【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	405	405	405	406	407
確保方策	405	405	405	406	407

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師・看護師・赤ちゃん訪問員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

#### 【現状】

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	407	407	378	390	算出中

※令和6年度は見込値

#### 【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	405	405	405	406	407
確保方策	405	405	405	406	407

## (5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

### ①養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業です。

#### 【現状】

区分	(単位：人)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	748	559	542	308	算出中

※令和6年度は見込値

#### 【量の見込みと確保方策】

区分	(単位：人)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	539	539	539	539	539
確保方策	539	539	539	539	539

### ②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の調整機関が中心となり、地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の入院や通院、出張や冠婚葬祭などにより、一時的に家庭でお子さんを養育できなくなった場合等に、児童養護施設等で一時的にお子さんをお預かりする事業です。

#### 【現状】

区分	(単位：人日/年)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	1	0	0	0	算出中

※令和6年度は見込値

#### 【量の見込みと確保方策】

引き続き、関係機関と連携を図りながら対応するとともに、幅広く事業の周知を図り、子育て家庭の負担軽減に努めます。

区分	(単位：人日/年)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子どもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

### 【現状】

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績（未）	23	86	160	325	算出中
利用実績（就）	395	745	465	487	算出中

※令和6年度は見込値

※（未）は未就学児、（就）は就学児を表す

### 【量の見込みと確保方策】

#### ①未就学児

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	333	342	351	360	369
確保方策	333	342	351	360	369

#### ②就学児

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	499	512	525	538	552
確保方策	499	512	525	538	552

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

### ①幼稚園在園児を対象とした一時預かり

#### 【現状】

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	3,052	2,979	3,770	4,570	算出中

※令和6年度は見込値

#### 【量の見込みと確保方策】

(単位：人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,259	6,051	6,963	8,012	9,219
確保方策	5,259	6,051	6,963	8,012	9,219

### ②保育所その他の場所での一時預かり

#### 【現状】

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	3,858	2,766	2,947	3,391	算出中

※令和6年度は見込値

#### 【量の見込みと確保方策】

(単位：人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,902	4,490	5,166	5,944	6,840
確保方策	3,902	4,490	5,166	5,944	6,840

## (9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

### 【現状】

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	593	585	393	386	算出中

※令和6年度は見込値

### 【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	379	372	365	358	352
確保方策	379	372	365	358	352

## (10) 病児保育事業

病気の子どもが保育所等での集団保育が困難な時、病院と併設された保育施設等で一時的に保育を行う事業です。

### 【現状】

(単位：人日/年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	531	153	423	1,016	算出中
病児保育事業	526	148	421	1,007	算出中
ファミリー・サポート・センター*	5	5	2	9	算出中

※令和6年度は見込値

\*病児・緊急対応強化事業

### 【量の見込みと確保方策】

(単位：人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,452	1,467	1,482	1,497	1,512
確保方策	1,452	1,467	1,482	1,497	1,512
病児保育事業	1,443	1,458	1,473	1,488	1,503
ファミリー・サポート・センター	9	9	9	9	9

## (11) 放課後児童健全育成事業（学童保育室）

仕事等により保護者が居間家庭にいない児童に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### 【現状】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績	881	839	895	960	算出中
1～3年生	564	588	615	660	算出中
4～6年生	317	251	280	300	算出中

※令和6年度は見込値

### 【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,023	1,031	1,040	1,044	1,049
1～3年生	695	698	702	705	708
4～6年生	328	333	338	339	341
確保方策	1,023	1,031	1,040	1,044	1,049
1～3年生	695	698	702	705	708
4～6年生	328	333	338	339	341

【提供区域（小学校区）ごとの量の見込みと確保方策】

①鶴ヶ島第一小学校区

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	142	144	143	141	143
1～3年生	104	106	105	103	105
4～6年生	38	38	38	38	38
確保方策	142	144	143	141	143
1～3年生	104	106	105	103	105
4～6年生	38	38	38	38	38

②鶴ヶ島第二小学校区

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	63	62	61	63	62
1～3年生	42	41	40	42	41
4～6年生	21	21	21	21	21
確保方策	63	62	61	63	62
1～3年生	42	41	40	42	41
4～6年生	21	21	21	21	21

③新町小学校区

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	127	125	123	123	129
1～3年生	79	77	75	75	79
4～6年生	48	48	48	48	50
確保方策	127	125	123	123	129
1～3年生	79	77	75	75	79
4～6年生	48	48	48	48	50

#### ④杉下小学校区

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	142	138	140	145	145
1～3年生	94	91	93	97	97
4～6年生	48	47	47	48	48
確保方策	142	138	140	145	145
1～3年生	94	91	93	97	97
4～6年生	48	47	47	48	48

#### ⑤長久保小学校区

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	118	120	117	115	115
1～3年生	73	75	72	70	70
4～6年生	45	45	45	45	45
確保方策	118	120	117	115	115
1～3年生	73	75	72	70	70
4～6年生	45	45	45	45	45

#### ⑥栄小学校区

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	129	136	142	141	138
1～3年生	92	93	94	93	90
4～6年生	37	43	48	48	48
確保方策	129	136	142	141	138
1～3年生	92	93	94	93	90
4～6年生	37	43	48	48	48

⑦藤小学校区

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	204	205	208	205	205
1～3年生	141	142	145	142	142
4～6年生	63	63	63	63	63
確保方策	204	205	208	205	205
1～3年生	141	142	145	142	142
4～6年生	63	63	63	63	63

⑧南小学校区

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	98	101	106	111	112
1～3年生	70	73	78	83	84
4～6年生	28	28	28	28	28
確保方策	98	101	106	111	112
1～3年生	70	73	78	83	84
4～6年生	28	28	28	28	28

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等において、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設で実費徴収を行うことができることとされている費用について助成する事業です。

### 【現状】

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援法で「実費徴収に係る補足給付を行う事業」に、新制度に移行していない幼稚園における副食費の実費徴収分の補助事業が追加されたことを受け、令和元年10月より事業を実施しています。

### 【確保方策】

新制度に移行していない幼稚園において、実費徴収を行っている副食費について、低所得者世帯及び第3子以降の子どもを対象に費用の一部を補助します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

## (14) 子育て世帯訪問支援事業

子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦等がいる家庭を対象に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

### 【現状】

区分	(単位：人日/年)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実績					357

※令和6年度は見込値

### 【量の見込みと確保方策】



区分	(単位：人日/年)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	351	342	334	328	322
確保方策	351	342	334	328	322

## (15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の子どもを対象に、子どもの居場所となる拠点を開設し、子どもに生活の場を与えるとともに子どもや保護者への相談等を行う事業です。

事業の実施方法について検討を進めるとともに、養育環境等に課題を抱える子ども等に 대해서は、関係機関と連携を取りながら対応していきます。

## (16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

ニーズの把握に努めるとともに、必要な支援を提供できるよう、事業の実施方法について検討を進めます。

## (17) 妊婦等包括支援事業

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

### 【量の見込みと確保方策】



(単位：回/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	810	810	810	812	814
確保方策	810	810	810	812	814

## (18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労を問わず、保育所等に入園していない0歳6か月から3歳未満を対象として、月10時間まで時間単位で柔軟に市が指定する施設などを利用できる事業です。令和8年4月の事業開始に向け、事業の実施方法について検討を進めます。

## (19) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

### 【量の見込みと確保方策】



(単位：人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	114	114	114	117	120
確保方策	114	114	114	117	120

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、こども・若者や子育て家庭といった広範な分野にまたがる施策について、関係部局間相互の連携・調整の下で総合的に施策を展開すると共に、必要に応じて「鶴ヶ島市児童福祉審議会」の意見を反映させ、地域における関係者等との協力を得ながら、こども・若者を取り巻く環境向上に努めます。

### 2 計画の進捗管理

本計画の推進に当たっては、P D C Aサイクル（計画—実施—評価—改善）に基づく進行管理を実施します。本計画で掲げている推進指標に関する取組の進捗状況や各年度の子ども・子育て支援事業計画の達成状況について「鶴ヶ島市児童福祉審議会」において点検及び評価を実施します。

#### ■ P D C Aサイクルのイメージ

